

第七表 歐洲外諸國の人口動態

	出生率			死亡率			自然増加率		
	一九三三	一九三二	一九三一	一九三三	一九三二	一九三一	一九三三	一九三二	一九三一
日本	三三・二	三五・一	三三・二	一九・四	二二・七	一九・〇	一三・八	一二・四	一三・二
英領印度	三九・四	三三・二	三四・四	二八・七	三〇・六	二四・九	一〇・七	一・六	九・五
フィリッピン	三四・五	三三・三	三五・五(1)	一六・八	一八・八	一八・三(1)	一七・七	一四・五	一七・二(1)
エヂプト	四三・六	四二・二	四三・三	二六・六	二五・三	二五・九	一七・〇	一六・九	一七・四
南阿聯邦(3)	三一・七	二八・四	二五・五	一〇・三	一〇・四	九五	二二・四	一八・〇	一六・一
北米合衆國(4)	—	二四・三	一七・八	—	一一・七	一一・一	—	一二・六	六・七
カナダ	二九・一	二九・四	二二・四(2)	一一・三	一一・五	九・九(2)	一五・五	一七・九	一二・五(2)
アルゼンチン	三八・〇	三二・八	二八・六	一六・三	一五・八	一二・四	二一・七	一七・〇	一六・二
チリ	四〇・八	三九・〇	三四・二(2)	三一・一	三三・七	二二・八(2)	九・七	六・三	一一・四(2)
濠洲聯邦	二八・二	二五・〇	一六・九(2)	一〇・八	九・九	八・七(2)	一七・五	一五・一	八・二(2)

(註) (1)一九二八年 (2)一九三二年 (3)白色人口のみ (4)國勢調査區域のみ

こゝでも著者の特に注視するのは歐洲外諸國中の白色人口で、その出生力は既に現状維持の状態に迫り、或は既に之を割つてゐることである。即ち著者はロトカが北米合衆國の白色人口に就て所謂「安定」年齢構成を基として算出せる一九二〇——二二二二間に對する眞の自然増加率人口千に付五・四七の數値を引用し、この數値は其後の粗自然増加率の推移より見て現在すでに零に、即ち單なる現状維持の状態に迫つてゐるに相違ないと推定してゐる。要之、著者によればゲルマン系諸民族の人口學上の危局的段階は單に歐洲に止まらず既に全世界に及んでゐることになる。(續)

國勢調査間年次に於ける普通世帯人口及普通世帯數の推計

縮 田 嘉 彰
窪 田 嘉 彰

本誌第一卷第二號及第三號(昭和一五年五月及六月)に「國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計」を掲げ、生存率を適用することによつて

年齢別に推計した全國の推計人口を求めておいた。之に對して此度更に普通世帯人口及普通世帯數を照會して來られた向があつたので以下の如き方法を以て推計したから、次表の如く其の結果を參考として掲げることとする。

二

國勢調査間年次に於ける普通世帯人口及普通世帯數は、種々の方法によつて推計することが出来るが、次表の大正五年より昭和一三年迄の結果は、次の如き方法に基いて算出せられたものである。

普通世帯人口 國勢調査年次毎に、即ち大正九年、同一四年、昭和五年、同一〇年の各年次に就いて總人口に對する普通世帯人口との割合を求めて見るに、各年共大體九七・一——九七・四%で、其の間の異動が可なり僅少であることを認めたので、大正五年から昭和一三年に至る二三年間を大正五年——同一一年、大正一二年——昭和二年、昭和三年——同七年、昭和八年——同一三年の四期間に區分し、第一期即ち大正五年——同一一年の各年次に於いて、總人口に對する普通世帯人口の割合が、大正九年の國勢調査結果に基くそれと同値であることを假定し、此の比率を大正五年——同一一年の各年の推計人口に乗じて、同期間の普通世帯人口を推計した。又第二期即ち大正一二年——昭和二年の期間に於いては、大正一四年の國勢調査の結果を用ひ、第三期即ち昭和三年——同七年の期間では昭和五年の國勢調査結果を、第四期の昭和八年——同一三年の期間に於ては昭和一〇年の國勢調査結果を用ひて、第一期と同様の考察の下に國勢調査間年次の普通世帯人口の推計を行った。

普通世帯數 大正五年から同一〇年迄の普通世帯數は、大正九年の國勢調査の結果によつて求め得られる一世帯當人員を算出し、之が大正五年か

ら同一〇年迄は大體同一と見做し、此の人員で大正五年から同一〇年に至る間の推計人口を除して同期間の普通世帯數の推計數を求めた。次に大正一一年及同一二年は、大正九年及同一四年兩回の國勢調査結果による一普通世帯當人員により兩期の平均一普通世帯當人員を求め、之で大正一一年及同一二年の普通世帯人口を除して該期間の普通世帯數を算出した。更に大正一三年及同一五年は、大正一四年の國勢調査、昭和四年及同六年は昭和五年の國勢調査、昭和九年以降は昭和一〇年の國勢調査の結果による一普通世帯當人員を以て、大正五年から同一〇年に至る間の推計法と同様に、夫々當該年次の推計人口を除して普通世帯數を算出した。又昭和二年、三年及昭和七年、同八年の兩年は、大正一一年、同一二年の普通世帯數を求めた場合と全く同様の方法で、即ち昭和二年、同三年の場合は、大正一四年及昭和五年兩回の國勢調査によつて算出した兩期の平均一普通世帯當人員を用ひ、昭和七年、同八年は、昭和五年及同一〇年兩回の國勢調査による平均一普通世帯當人員を適用して、夫々該年次の普通世帯數を求めた。

國勢調査間年次に於ける人口、普通世帯人口及普通世帯推計數

(各年十月一日現在)

年次	總人口	男	女	普通世帯人口	普通世帯數
大正五年	五,五〇,一〇〇	二,八〇,六〇〇	二,六九,五〇〇	五,一九,七〇〇	一〇,六四六,〇〇〇
六年	五,〇〇,〇〇〇	二,七〇,一〇〇	二,六九,七〇〇	五,五八,一〇〇	一〇,七四九,〇〇〇
七年	四,六六,六〇〇	二,五七,八〇〇	二,五八,四〇〇	五,〇四八,五〇〇	一〇,八八八,〇〇〇
八年	四,三三,〇〇〇	二,四六,八〇〇	二,四九,〇〇〇	四,五〇七,〇〇〇	一〇,九七七,〇〇〇
九年	四,九六,〇〇〇	二,四〇,一八五	二,四八,八六六	四,三三六,三五六	一〇,三三三,〇〇〇
一〇年	四,六七,六〇〇	二,四三,三九〇	二,三六,七〇〇	四,〇九八,〇〇〇	一〇,二六六,〇〇〇
一一年	五,七四九,〇〇〇	二,八八七,一〇〇	二,八六二,九〇〇	五,七七九,〇〇〇	一〇,四〇七,〇〇〇

*

十二年	五八,七五〇,〇〇〇	二九,三二二,〇〇〇	二八,九九五,四〇〇	五六,五四三,〇〇〇	二一,五七九,三〇〇	六六,七五七,一〇〇	三三,八三九,〇〇〇	三三,五二一,八〇〇	六六,六五七,八〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇
十三年	五八,七五七,〇〇〇	三九,五九五,六〇〇	二九,三四一,八〇〇	五七,三三三,一〇〇	二二,七八八,〇〇〇	六六,六四四,六〇〇	三三,八七六,〇〇〇	三三,九六六,〇〇〇	六六,四七七,〇〇〇	二七,一〇〇,〇〇〇
十四年	五九,七五七,〇〇〇	三〇,〇〇一,一〇〇	二九,七三三,七〇〇	五八,〇一五,三〇〇	二二,九三三,五〇〇	六六,三三八,四〇〇	三三,七九一,〇〇〇	三三,五五五,七〇〇	六六,三七〇,一〇〇	二七,〇〇六,四〇〇
十五年	六〇,七七八,〇〇〇	三〇,五〇三,五〇〇	三〇,二二五,一〇〇	五八,九四三,三〇〇	二三,〇二七,〇〇〇	六六,二七三,〇〇〇	三三,七三三,〇〇〇	三三,〇一五,九〇〇	六六,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇
昭和二年	六二,六七五,〇〇〇	三〇,九六三,〇〇〇	三〇,六九四,五〇〇	五九,八七三,〇〇〇	二三,一五〇,七〇〇	六六,一五四,一〇〇	三三,七四一,二〇〇	三三,五二〇,〇〇〇	六六,二四九,七九三	二七,三三三,四九
三年	六二,六九七,〇〇〇	三二,四〇三,一〇〇	三二,一六六,五〇〇	六〇,九八三,〇〇〇	二三,三七七,〇〇〇	六六,一〇八,三〇〇	三三,七二七,〇〇〇	三三,四二二,一〇〇	六六,一三三,六〇〇	二七,三九七,〇〇〇
四年	六三,五五七,〇〇〇	三三,九四三,一〇〇	三三,六八八,〇〇〇	六一,八九七,九〇〇	二三,四七〇,〇〇〇	六六,〇七九,〇〇〇	三三,七〇八,二〇〇	三三,四九六,〇〇〇	六六,一四七,三〇〇	二七,四一七,〇〇〇
五年	六四,四二〇,〇〇〇	三三,三六〇,一五五	三三,〇九八,八〇〇	六二,七六〇,八三三	二三,五〇二,三六	六六,〇三三,〇〇〇	三三,六八三,〇〇〇	三三,四八六,〇〇〇	六六,一七七,〇〇〇	二七,四三六,〇〇〇

(埋め草)

重商主義時代の人口政策

一、出産増加政策 (a) 獨身防止政策 △未婚者に對して一定の公職に就く資格を與へず、或は獨身者に君主の許可なくして手工業を営むことを禁ずる如き例は屢々各國に見られる。△父母、兄弟又は未婚の姉妹なき未婚者の遺産を國庫に沒收するといふ法律の例もある。(b) 結婚奨励政策 △スペインでは十八才より二十五歳までの間に結婚せる者に此の期間中凡ての税を免除(一六六〇三年)。△フランスでは一六六六年ルイ十四世の勅令あり、人頭税の納付義務を負ふ者で二十才以前に結婚せる者は五ヶ年間、二十一歳で結婚せる者は四ヶ年間その義務を免除せられた。△花嫁金庫或は結婚金庫等の施設もスペイン、フランス等に創められた。△プロシヤのフリードリヒ大王は一七四七年夫婦死別後の服喪期間を短縮させ、寡婦は九ヶ月、寡夫は三ヶ月の後再婚し得る

こととした。(c) 多産奨励政策 △スペインでは六人の正嫡現存男兒を有つ者に免税の恩典を與へ、△フランスでも人頭税納付義務者で正嫡の現存十子を有つ者にその義務を免じた。(併しこの場合十子中一人を現存者として數へられる。貴族で正嫡の十乃至二十子(尙職に就く者)を有つ者は毎年一千或は二千リール(尙職に就く者)の年金を、人頭税義務なき市民の場合は右の半額を與へられた。(d) 私生兒懐妊に對する寛容政策 △フリードリヒ大王は一七四六年に懐妊者の教會に於ける懺悔を廢止させたが、一七六五年には裁判に當り私生兒を批難するを禁じてゐる。二、移入民奨励政策 △スペインでは農業又は手工業を営む凡ての入殖外國人に税金を免じた。(一六二三年)。△プロシヤでは諸國の新教徒集團移入民をその都度法律を以て保護せる外、フリードリヒ大王時代には一般的な移入民保護の法律も完備されて種々の恩典が與へられた。△墺太利でも一七八

*は國勢調査

一年の寛容令は舊教徒に非ざる入國者に家屋財産の購入權を與へ、市民權及び親方權を許容してゐる。三、國外では一六二三年に家族及び財産を伴ひ國外に出づるを禁じた。△フランスで新教徒の國外逃亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令によると新教徒の脱出を直接間接に援助せる商人、船長、船員は三千リールの罰金、再犯の際は體刑となつた。△墺太利では一七五二年ボヘミア硝子工の出國を禁止。一七八四年には法律を以て一般に熟練技能者及び手工業者の出國を防止。△プロシヤのフリードリヒ・ウィルヘルム一世は一七二二年一切の國外移住を禁じ、農夫を之に誘へる者は死刑とし、脱出者を捕へたる者には二百ターレルの賞金を交付する様命じた。

其の他この時代に人口増殖策としては、國民各階級の生計の途に種々留意されたる外、衛生警察の改善、葬儀、特に結婚儀式の華美の抑制等の事例をも擧げることが出来る。